

公 募 公 告

九段第2合同庁舎外15庁の庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、清涼飲料水用自動販売機の設置及び維持管理業務一式を行う者を募集します。
応募しようとする者は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和5年4月26日

法務省所管国有財産部局長

東京法務局長 平 光 信 隆

1 公募に付する事項

(1) 件名

九段第2合同庁舎外15庁の庁舎における使用許可（清涼飲料水用自動販売機の設置及び維持管理業務一式）の相手方の選定

(2) 使用許可をする場所及び募集台数

別紙のとおり

(3) 募集者数 1者

(4) 使用許可の期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

ただし、使用許可は、最大5年を超えない期間で、一度に限り更新することができる。

2 募集の趣旨

本件募集は、九段第2合同庁舎外15庁の庁舎における清涼飲料水を販売する自動販売機の設置を目的とする使用許可に当たり、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。以下「応募者」という。）を広く募集し、応募者提出の企画提案書及び応募者提示の国有財産使用料予定価格の額（以下「提案金額」とする。）を総合的に評価することにより、九段第2合同庁舎外15庁の庁舎における使用許可の相手方を選定するものである。

3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機を設置し、清涼飲料水を販売すること。

なお、企画提案書作成要領の別紙において指定した自動販売機の設置場所付近には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置しなければならない。

おって、詳細は企画提案書作成要領を参照すること。

4 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案書作成要領の交付

ア 交付期間

令和5年4月26日（水）から同年5月26日（金）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。

イ 交付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 交付場所

〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局総務部会計課（施設係 坂口）

電話 03-5213-1258（直通）

FAX 03-5213-1377（会計課）

エ 交付方法

前記ウの交付場所において無料で交付する（郵送又はFAXによる交付申込みは受け付けない。）。

なお、受領の際、受領者（担当者）の名刺及び受領書に押印する印鑑を持参すること。

オ 企画提案書作成要領の返却について

企画提案書作成要領については、企画提案書の提出の有無に関わらず、令和5年5月26日（金）までに、前記ウの交付場所宛てに返却すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時まで

イ 提出場所

前記(1)ウの交付場所と同じ。

ウ 提出方法

提出場所に書面を持参する方法により提出すること。

エ 提出部数

1 部

5 質問及び回答

(1) 本件の応募、企画提案書の作成及び提出に関する質問は、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和5年5月19日（金）午後5時まで

イ 提出場所

〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局総務部会計課（施設係 坂口）

電 話 03-5213-1258（直通）

F A X 03-5213-1377（会計課）

メールアドレス t.sakaguchi.1s3@i.moj.go.jp

ウ 提出方法

前記イの提出場所に書面（適宜の書式）を持参、郵送、メール又はF A X する方法により提出すること。

エ 提出部数

1 通

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

令和5年5月24日（水）までにメール又はF A Xにより回答する。

イ その他

前記(1)アの提出期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

提出された質問については、質問内容及び回答を企画提案書作成要領を受領した全員に周知する。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (2) 応募者は前記(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前記(1)の当該要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。
- なお、誓約書様式は、企画提案書作成要領の別紙様式第5を使用すること。
- (3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。
- ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記4(2)に適合しないとき。
- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
- ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 前記(1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案書作成要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書及び国有財産使用料価格提案書に記載する提案金額（提案金額は消費税分10パーセントに相当する額を加算した金額とすること。）を審査、採点し、総合得点が最も高い応募者を使用許可の相手方として選定する。
- ただし、提案金額が、東京法務局が定める国有財産使用料の最低価格（以下「最低使用料」とする。）に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。
- なお、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案金額の高い方とする。
- (5) いずれの応募者も提案金額が最低使用料に達しない場合は、総合得点の高い応募者から順に、最低使用料の金額以上の提案金額が提示可能であるかの交渉を行う。

- (6) 前記(5)の手続によっても、いずれの応募者の提案金額が最低使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。
- (7) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、令和5年6月12日（月）までに、担当部署から各応募者に連絡する。

7 自動販売機設置予定場所の現地調査について

- (1) 自動販売機設置予定場所の現地調査を希望する場合は、適宜の書式に希望日時を記載し、持参、郵送、メール又はFAXの方法で希望日時の2日前までに、持参、郵送、メール又はFAXの方法により前記5(1)イの提出場所に提出し、担当者の了承を得た上で現地調査を行うこと。
- (2) 現地調査の期間は、令和5年4月28日（金）から令和5年5月19日（金）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。
- (3) 現地調査の時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (4) 現地調査で発生した費用は応募者の負担とする。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 本件の対象庁舎の廃止やその他の事情により使用許可を取り消す場合がある。

以上

使用許可をする場所及び募集台数

	庁舎名	住所	使用許可をする場所	募集台数
1	九段第2合同庁舎	千代田区九段南1-1-15	次のとおり 1階(左・右) 2階(左・右) 5階 9階 10階 12階(左・右) 13階(左・右)	11 [2] [2] [1] [1] [1] [2] [2]
2	八王子地方合同庁舎	八王子市明神町4-12-3	1階(左・右)	2
3	東京法務局府中支局	府中市新町2-44	次のとおり 1階 2階(左・右) 3階	4 [1] [2] [1]
4	東京法務局西多摩支局	福生市南田園3-61-3	1階	1
5	東京法務局港出張所	港区東麻布2-11-11	1階(左・右)	2
6	東京法務局台東出張所	台東区台東1-26-2	1階	1
7	東京法務局城南出張所	大田区鶴の木2-9-15	次のとおり 1階 2階 3階	3 [1] [1] [1]
8	東京法務局新宿出張所	新宿区北新宿1-8-22	2階	1
9	東京法務局中野出張所	中野区野方1-34-1	2階	1
10	東京法務局杉並出張所	杉並区今川2-1-3	次のとおり 1階 2階	2 [1] [1]
11	東京法務局板橋出張所	板橋区板橋1-44-6	1階	1
12	東京法務局北出張所	北区王子6-2-66	1階(左・右)	2
13	東京法務局練馬出張所	練馬区春日町5-35-33	次のとおり 1階 2階	2 [1] [1]
14	東京法務局江戸川出張所	江戸川区中央1-16-2	1階(左・右)	2
15	東京法務局城北出張所	葛飾区小菅4-20-24	次のとおり 1階 4階	2 [1] [1]
16	東京法務局田無出張所	西東京市田無町4-16-24	1階	1
	合計			38

※ 台数欄の[] (カッコ) 書きは内数である。